

一般社団法人 日本輸血・細胞治療学会  
学術奨励賞選考委員会運営規程

(目的)

第1条 本委員会は、一般社団法人日本輸血・細胞治療学会（以下「学会」という）会員の中で学術奨励賞候補者を適正に選出することを目的とする。

(業務)

第2条 学会会員の中で輸血学・細胞治療学に関連のある論文・著書・学会発表などを考慮し、学術奨励賞にふさわしい業績のあった者を選出する。

(構成)

第3条 委員会は、委員長1名および若干名の委員をもって構成する。

2 委員長は、副理事長が担当する。

3 委員は、学会会員の中から委員長が選任する。

4 委員の任期は、原則2年間とし、再任を妨げないものとする。

(審議)

第4条 審議は、原則として、総会及び秋季シンポジウムにあわせて開催される委員会で行う。

2 時間的な制約がある場合はメーリングリストによる持ち回り審議を行うことができる。

3 委員会は委員長が招集し議長となる。

4 委員会は、委員長、委員の合計の過半数の参加によって成立する。

5 候補者の選考に関する採決を行うことができる。

6 委員長は候補者の選考理由を含む議事録を作成し、委員の承認を得た上で理事運営委員会に提出する。

7 委員長は、委員会における審議決定事項を理事会に報告する。

(改定)

第5条 本委員会運営規程は理事運営委員会の承認を得て改定することができる。

(附則)

第6条 本委員会運営規程は平成27年10月23日から施行する。